

厚生労働省発社援 0630 第 4 号  
令和 8 年 6 月 3 0 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
中 核 市 市 長

厚生労働事務次官  
( 公 印 省 略 )

#### 社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成 2 2 年 3 月 1 5 日厚生労働省発社援 0 3 1 5 第 9 号本職通知の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。